

4 条 申 請 書 添 付 書 類

■ 申請書 1通・・・押印が必要です。

※氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

■ 添付書類1通

	添 付 書 類	備 考
必ず必要なもの	<input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本(全部事項証明書)	法務局でご用意ください。
	<input type="checkbox"/> 見取図・案内図	住宅地図等で申請地の位置をご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 公図の写しまたは地籍図	法務局または市役所の地図情報係でご用意ください。
	<input type="checkbox"/> 農地転用意見書	土地改良区・水利組合等。
	<input type="checkbox"/> 被害防除計画書	記載例を参照してください。
	<input type="checkbox"/> 誓約書	事業主の方がご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 資金を証する書面	預金残高証明書・融資証明書・預金通帳の写し等。
申請内容により必要になるもの	<input type="checkbox"/> 委任状(確認書含む)	代理人により申請を行う場合。
	<input type="checkbox"/> 住民票	申請人の現住所が土地登記簿謄本(全部事項証明書)にある住所と異なる場合。又は、転用事業主が市外の方の場合。
	<input type="checkbox"/> 施設の配置図	沈殿槽の設置場所・排水経路等を記入してください。縮尺 1/200 程度。
	<input type="checkbox"/> 建物の立面図	縮尺 1/200 程度。
	<input type="checkbox"/> 建物の平面図	縮尺 1/200 程度。
	<input type="checkbox"/> 必要理由書・確約書	転用目的が資材置場または駐車場の場合。
	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本	法人申請の場合。
	<input type="checkbox"/> 定款	法人申請の場合。
	<input type="checkbox"/> 議事録	法人申請の場合で、資産の取得等には役員会等の承認が必要と定款等に定められている場合。
	<input type="checkbox"/> 苗木販売証明書の写し	山林に転用する場合。
	<input type="checkbox"/> 宅建業免許の写し	建売住宅・分譲宅地の申請をする場合。
	<input type="checkbox"/> 各種免許証・資格証の写し	医師・美容師等、事業運営に免許が必要な場合。
	<input type="checkbox"/> その他	例) 通行同意書、排水同意書、縦横断図、設備認定通知書など。
関係法令	<input type="checkbox"/> 道路法申請書写し(5階:管理課)	<input type="checkbox"/> 宅造法申請書写し(5階:都市計画課)
	<input type="checkbox"/> 建築基準法(確認のみ)(5階:都市計画課)	<input type="checkbox"/> 河川法申請書写し(県民局:管理課)
	<input type="checkbox"/> 景観条例届出書写し(5階:都市計画課)	<input type="checkbox"/> その他法令
	各担当部局にてご確認ください。 ※転用目的によっては、その他関係法令が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。	
	一時転用の場合: 事業計画工程表、工事完了後の作付計画書、農地復元誓約書など。	

■ 注意事項

- 上記以外にも、申請内容によっては必要となる添付書類があります。
 - 申請書の記載事項・添付書類等完備したものを提出してください。
 - 申請地に賃貸借権等が設定されている場合は、農地法第18条の規定による解約手続が必要です。
 - 申請書に記載された事業計画を実施しない場合は、許可を取り消されることがあります。
 - 提出締切日は2月・3月・4月は20日、11月・12月は15日、その他の月は25日です。ただし、締切日が土・日・祝祭日の場合は前開庁日となります。事情により、変動する場合がございますので、事前にお問い合わせください。
 - 締切日までに提出書類が揃った申請のみ、翌月の農業委員会で審議することになります。
- ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは農業委員会事務局へお尋ねください。 (津山市農業委員会事務局 TEL0868-32-2159)

農地法第4条の規定による許可申請書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

令和 年 月 日

津山市長 殿

申請者

㊟

農業委員会
受付年月日

整理番号

市 受 付

1. 申請者の住所等	住 所			年 齢	職 業	電 話 番 号			
2. 土地表示等	土地の所在		地 目		面 積	収 量 (10a当り)	利 用 状 況	耕 作 者 氏 名	
	大字	地番	登記簿	現況					
					m ²	kg			
計		m ² (田 m ² , 畑 m ²)							
3. 転用計画	(1) 転用しようとする事由の詳細	用途	事由の詳細						
	(2) 転用の時期及び利用期間	土地造成等工事着手予定日	令和 年 月 日	完了予定日	令和 年 月 日				
		転用期間の別	イ. 永年 ロ. 一時						
(3) 施設の概要	事業の操業又は施設の利用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで							
	建物(工作物)の名称	棟数	建築面積	所要面積	建 ぺ い 率				
					%				
4. 資金調達についての計画	土地造成	万円	自己資金	万円	5. (1) 付近土地, 作物, 家畜等の被害防除施設の概要		別紙被害防除計画書及びその計画図面のとおり		
	建物施設	万円	借入金	万円					
		万円	その他	万円					
		万円		万円	(2) 隣接地の現況		東 西	南 北	
	計	万円	計	万円					
6. その他参考事項	(1) 耕作面積 a			(3) 小作地の場合の解約の有無 イ. 有 ロ. 無					
	(2) 申請地の自小作の別 イ. 自作地 ロ. 小作地			(4) 土地改良事業等実施の有無 イ. 有 ロ. 無					
7. 添付書類	(1) 転用土地の位置図及び申請地を含めた付近土地の切絵図又は地籍図							(8) その他事業遂行上支障となる権利を有する者がある場合はその権利者の同意書	
	(2) 申請地の登記簿の謄本(全部事項証明書)							(9) 被害防除計画書及びその計画図面	
	(3) 法人にあつては法人登記簿謄本及び定款又は寄附行為							(10) 他法令の許認可を要する場合には、これを了している書面又はその写し(申請手続中の場合は、申請書の写し)	
	(4) 小作人が転用する場合は地主の承諾書							(11) 資金調達計画を証する書類(融資証明書等)	
	(5) 申請農地が小作地の場合は小作人の同意書							(12) その他参考資料	
	(6) 土地利用計画図及び建築施設の平面図								
	(7) 申請農地が土地改良区の地区内にある場合は土地改良区の意見書								

4条申請の注意事項

項 目		注 意 事 項
1	申請者	<ul style="list-style-type: none"> ●土地登記簿謄本(全部事項証明書)甲区記載の所有者の申請となります。 但し相続登記が未済の場合のみ、戸籍謄本・相続関係図により、相続人を確認、全相続人の連名により申請をすることができます。なお場合により相続放棄を示す書類等が必要になります。
	申請者関係	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の現住所をご記入ください。 申請者の現住所が土地登記簿謄本(全部事項証明書)甲区記載の所有者住所でない場合、本人確認のため、申請者の住民票等が必要です。
2	土地表示等	<ul style="list-style-type: none"> ○土地登記簿謄本(全部事項証明書)表題部記載の地籍をご記入ください。 ●申請者以外の方が耕作している場合、農地法18条の規定による解約手続が必要です。 ●農地法第3条に基づく所有権移転登記をおこなっている場合、農地法第3条の許可日から1年以上経過し、かつ、耕作を続けていなければ、転用の許可を得ることができない場合があります。
3	転	<ul style="list-style-type: none"> ○農地転用の必要性を簡単にわかりやすくご記入ください。 ●転用目的により各種免許の写しが必要です。 (例)分譲宅地の場合 → 宅地建物取引業者免許証の写し
	利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ○許可後の転用計画実施となります。許可見込日以降の日付、または許可後にご記入ください。(許可見込日は締切日のおおむね30日後です) ○転用期間は永年としてください。 一時転用は例外的転用です。(農用区域内農地については3年以内の転用期間及び現状回復、第1種から第3種農地については5年以内の転用期間及び現状回復)
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ●建ぺい率は22%以上にしてください。 但し、進入路・駐車場・法面等は建築面積に含めず、全体面積からその分を差し引いて建ぺい率を計算してください。 ●農地でない隣地(宅地等)とあわせて一体的利用となる場合は、ご利用なさる土地全体の利用計画が必要です。配置図・建ぺい率にご注意ください。また、隣地の土地登記簿謄本(全部事項証明書)の写し等及び所有者の同意書等が必要となります。 (例) 宅地の隣の農地に倉庫・駐車場等を計画なさる場合、宅地を含めた全体計画が必要です。 (例) 隣地に既存施設がある場合は一体利用となります。既存施設の建築面積及び所要面積をご記入ください。
4	資金調達に ついでに計画	<ul style="list-style-type: none"> ○必要とする資金と資金計画の計を一致させてください。 ●預金残高証明書、または融資証明書、預金通帳の写し等が必要です。

4条申請の注意事項

5	被害 防除 計画 書	○被害防除計画については技術的な基準はありません。 ●転用によって周囲に迷惑をかけることのないよう、記入例を参考に被害防除計画を作成してください。
6	参考 事項 その他	●土地改良区・水利組合等をご利用なさっている場合、農地転用意見書が必要です。
7	関係 法令	●転用にあたり他の法令の許可が必要な場合、その許可申請書(既に許可済みの場合は許可書)の写しを添付してください。 (例)道路法24条・宅造法・河川法55条等の申請書の写しです。

被害防除計画書記載例

転用事業者名

○ ○

事業者名（申請者名）を記入

（株）

項 目	対 応
<p>転用地からの土砂の流出、たい積、崩壊に対する防除計画について</p>	<p>（記載例）</p> <p>申請地隣接地の境界部分には、コンクリート擁壁を設置し、盛り土の部分の崩壊により隣接地への土砂が流出しないようにします。</p> <p>（別紙 土地利用計画図参照）</p>
<p>雨水排水・生活雑排水について</p>	<p>（記載例）</p> <p>申請地への雨水は、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続します。申請地の土砂は沈殿柵に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しません。生活雑排水については、公共下水道に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。（生活雑排水については、合併処理槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。）</p> <p>（別紙 土地利用計画図参照）</p>
<p>近傍農地の日照・通風について</p>	<p>（記載例）</p> <p>予定建物は木造二階建てで全高6m程度のもので、北側に隣接農地がありますが、建築物は境界から4m離れた位置に建築し、北側農地の日照・通風に支障はありません。</p> <p>（別紙 施設配置図参照）</p>
<p>その他 （ガス、湧水、粉じん、捨て石、鉍煙等により影響を及ぼすおそれがある場合）</p>	<p>（記載例）</p> <p>予定建物は木材加工場であり、作業時にオガクズの飛散が予想されますが、密閉構造のオガクズ一時保管施設を設置し、周辺に飛散することのないようにします。</p> <p>（別紙 施設配置図参照）</p>

(別 紙)

被害防除計画書

転用事業者名

項 目	対 応
転用地からの土砂の流出，たい積，崩壊に対する防除計画について	
雨水排水・生活雑排水について	
近傍農地の日照・通風について	
その他 (ガス，湧水，粉じん，捨て石，鉱煙等により影響を及ぼすおそれがある場合)	

委任状

令和 年 月 日

委任者 住所
(譲渡人) 氏名
電話

※自署押印

委任者 住所
(譲受人) 氏名
電話

※自署押印

私は、下記の者を代理人と定め、下記申請地における農地法第4条第1項の規定による許可申請手続きに関する一切の権限（申請の取下げ、許可書の受領等を含む）について委任致します。

記

代理人 住所
事務所名
氏名
電話

- ・行政書士である { 所属行政書士会番号
行政書士登録証番号 }
- ・行政書士でない

【申請地】

所在	地番	地目	面積 (㎡)

確認書

令和 年 月 日

私は、上記代理人が申請する許可申請書の内容を了解した上で、その内容に従って申請に係る事業を実施することを確認します。

委任者 (譲受人) 氏名

※自署押印

農地転用意見書

本土地改良区域内の農地転用について、転用組合員及び転用関係者から意見書の交付申請があったので、農地法施行規則の規定に基づき下記のとおり意見を述べます。

令和 年 月 日

土地改良区理事長

印

記

1. 転用地の所在

土地表示	面積 (㎡)

2. 転用組合員および転用関係者

転用組合員 (土地所有者)	転用関係者 (転用事業者)

3. 地区除外等協議

協議済

協議未済

協議不要

4. 土地改良施設 (かんがい排水施設、農道等) との調整

適当

不適當 (その理由)

5. 受益面積による調整

適当

不適當 (その理由)

6. 取水、排水が周辺農地におよぼす影響

悪影響なし

悪影響あり (その詳細)

誓約書

農地法第4条の転用許可申請をする下記の土地について、許可後は、申請書のとおり速やかに実施します。やむをえず申請内容を変更する場合は、速やかに変更申請を行います。

また、許可を受けた転用事業を取り止める場合は、早急にその旨を貴農業委員会に届出るとともに、速やかに農地に復元します。

なお、転用事業によって被害が発生した場合は、申請人の責任において適切な措置をとります。

土地の表示

土地の所在		地番	地目	面積(m ²)
大字	字			
津山市				
津山市				
津山市				

令和 年 月 日

津山市農業委員会 会長 殿

申請人住所

申請人氏名

印

転用許可申請添付書類チェックシート

転用事業者		転用目的	
申請農地	津山市	他	筆

	書 類	添付有	準備中	不 要
必要なもの	委任状・確認書（本人申請の場合は不要）			
	全部事項証明（土地登記簿謄本）			
	見取図・案内図			
	公図の写し又は地籍図			
	農地転用意見書（土地改良区、水利組合等）			
	被害防除計画書			
	誓約書			
	資金を証する書面（預金残高証明書、融資証明書、預金通帳の写し等）			
申請内容により必要になるもの	施設の配置図			
	建物の立面図			
	建物の平面図			
	住民票（登記全部事項証明記載の住所と現住所が違う場合など）			
	法人登記簿謄本			
	定 款			
	議事録			
	賃貸借契約書の写し			
	使用貸借契約書の写し			
	宅建業免許の写し（転用目的が分譲宅地や建売住宅等の場合）			
	各種免許の写し（事業運営に免許が必要な場合）			
	必要理由説明書（転用目的が資材置場または駐車場の場合）			
	確約書（転用目的が資材置場または駐車場の場合）			
関係法令	道路法第24条に係る許可書、もしくは申請書の写し			
	宅造法第8条に係る許可書、もしくは申請書の写し			
	都市計画法第29条に係る許可書、もしくは申請書の写し			
	河川法第55条に係る許可書、もしくは申請書の写し			
	文化財保護法第93条に係る届出書の写し			
	景観条例に係る届出書の写し			
その他				

「添付有」「準備中」「不要」のうち該当箇所に○など印をつけて下さい。
 申請書類提出前に、このシートを使用してお確認願います。
 また、提出する際このシートも添付してください。

第2 許可手続（転用に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合を除く。）

1. 許可申請手続

(1) 法第4条の許可申請手続

農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者は、申請書を津山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を経由して津山市長（以下「市長」という。）に提出する。

(2) 法第5条の許可申請手続

転用の目的で農地又は採草放牧地について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会を経由して市長に提出する。

(3) 許可の申請者

許可の申請をする者は、次のとおりとする。

ア 法第4条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者

イ 法第5条第1項の許可を申請する場合にあっては農地又は採草放牧地について、それぞれ権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。

ただし、規則第10条第1項、同第57条の2の規定により、次の①又は②の場合は許可を受けようとする者が単独で申請できる。

① 競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合。

② 判決の確定、裁判上の和解若しくは、請求の認諾による民事調停法による調停の成立、家事事件手続法による審判の確定若しくは調停の成立による場合。

ウ 申請者が未成年者や成年被後見人等の制限行為能力者である場合において、親権者や成年後見人等の法定代理人による代理申請を行う場合は、必ず本人（当事者）と代理人の双方を表示し、代理権が確認できる書類を添付させるものとする。

なお、未成年者の所有地を親権者が転用する場合は利益相反行為に該当するため特別代理人の選任が必要となり、当該親権者自身が未成年者の代理人として申請行為を行うことはできない。

(4) 申請書記載留意事項

申請書には、次に掲げる事項を明記し押印するものとする。

ただし、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

また、5条申請において、権利の取得が共有である場合は、各譲受人の持分を記載させるものとする。

ア 申請者氏名及び住所

① 申請者（法第5条第1項による許可を申請する場合は譲渡人、賃貸人又は使用貸人（以下「譲渡人等」という。））は、法務局交付の土地登記事項証明書甲区記載の所有者であること。

② 申請者と登記簿上の所有者が異なる場合は、相続登記、所有権移転登記等により申請者氏名と同一人となるよう指導する。また、相続登記が申請時に間に合わない時は、申請者が真に当該申請地の処分権限を有する書面として戸籍謄本、相続関係図及び遺産分割協議書（写）、相続放棄を示す書面（写）、印鑑証明書等を添付すること。

③ 申請は、当事者の連署によること。（5条関係）

ただし、（3）イのただし書きの場合は、確定書等（写）を添付し単独申請できる。

④ 土地登記事項証明書甲区記載の所有者住所と、申請書記載の申請者（法第5条第1項による許可を申請する場合は譲渡人等）住所が異なる場合は、申請者（法第5条第1項による許可を申請する場合は譲渡人等）の住民票（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。）、戸籍附票等、申請者と登記簿に記載されている所有者が同一であると確認できる書類を添付するものとする。

イ 申請土地

申請する土地は登記が完了していること。また分筆が必要な場合は分筆登記が確定してから申請をすること。

ただし、4条又は5条の一時転用案件等であって分筆しないことがやむを得ないと認められるものについては、申請地の位置が特定できる測量図等を添付して申請すること。

ウ 申請事由

① 転用事業の内容、必要性、緊急性について詳細に記載すること。

② 新築の場合には、現在の住宅事情等による必要性について詳細に記載すること。

③ 改築、増築の場合には、改築・増築の必要性及び現状等を記載すること。

④ 既存施設の移転の場合には、転用事業完了後の既存施設の用途等を記載すること。

⑤ 農家住宅、農業用倉庫の場合には、転用者の耕作面積、営農計画、農機具の保有状況等から転用面積の必要性を記載すること。

⑥ 植林の場合には、通作距離、現作物名、現収穫量等から、植林への転用が止むを得ない理由について記載すること。

⑦ 資材置場（露天資材・車両置場を含む）、駐車場（露天駐車場を含む）、貸事務所等の場合には、必要とする具体的理由及び貸付の場合は申請者と貸付先（会社等）との関係を記載すること。

エ 転用の時期

① 遅滞なく用途に供することを確認するため、着手時期及び完成時期を明示すること。

② 着手時期と転用許可見込時期との整合を図り、転用許可後に速やかに着手する計画とすること。

オ 施設の概要

① 宅地等、転用許可を要しない土地を併用する場合には、全体面積（全体計画）を記載すること。

② 資材置場（露天資材・車両置場を含む）、駐車場（露天駐車場を含む）、貸事務所等の場合には、必要とする面積の根拠となる資材の種類、数量、車種、台数等を記載すること。

③ 畜舎の場合には、家畜数、養鶏羽数（増設の場合には、現在数も併記）を記載すること。

④ 植林の場合には、樹木の種類、本数等を記載すること。

⑤ 太陽光発電施設の場合には、設置するパネルの面積、枚数及び出力ワット数を記載すること。また、パワーコンディショナーにより出力を抑制する場合には、その値（抑制後の出力ワット数）についても記載すること。

カ 転用の目的に係る事業の資金計画

① 転用事業に係る費用が0円である場合には、その根拠となる資料を添付すること。

② 自己資金又は借入金以外の資金を持って転用事業を行なう場合には、その資金の正式な名称を記載すること。

キ 被害防除施設の概要については、被害防除計画書及び計画図面に記載すること。

(5) 申請書添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 法人又は団体にあつては、定款・寄付行為又は規約並びに法人の登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書、ただし、最新のものに限る）、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体である自治会にあつては、認可地縁団体証明書。法第5条第1項による許可を申請する場合であつて、権利を取得しようとする者が個人の場合かつ住所が市外である場合には、住民票。

- ① 申請者が法人の代表権のある者であることを確認できること
- ② 転用目的が法人登記事項証明書及び定款又は寄附行為記載の法人業務と合致すること
- ③ 農地の転用について、意思決定機関の議決等を要するときはその議決書の写し
- イ 申請に係る土地の登記事項証明書（規則第10条第2項第1号の規定により全部事項証明書に限る）
- ウ 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図の写し等）
- エ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（位置図の縮尺は、10,000分の1程度）
- オ 土地利用計画図
 - ① 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の高さ、面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1程度）
 - ② 農地以外の土地を併用する場合には、全体計画を記載
 - ③ 建物を建築する場合は、その建築面積を記載
 - ④ 露天資材置場又は露天駐車場の場合は、資材又は車両の配置計画を記載
 - ⑤ 農業用倉庫の場合には、収納する農機具の種類等を記載
 - ⑥ 進入路、法面がある場合は、その範囲及び面積を記載
 - ⑦ 既存施設等がある場合は、その施設及び建築面積を記載
 - ⑧ 建築確認申請が必要な案件については、関係課に見込みを確認
- カ 所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地又は採草放牧地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- キ 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面（他法令関係については、別紙1参照）
- ク 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の区域内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合にあっては、その事由を記載した書面）
- ケ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面（同意を得られなかった場合は、その理由を記載した書面）
- コ 1. の（3）のイただし書き及びウによって申請する場合は、その旨を証する書面
- サ 資金調達計画を証する書類（預金残高証明書、融資証明書等）
- シ 露天資材置場及び露天駐車場の場合の書類
転用目的以外に使用しない旨の確約書
- ス 被害防除計画書及び計画図面（縮尺は、1,000分の1程度）
計画図面については、オに規定する土地利用計画図に被害防除計画を記載することによって、代えることができることとする
- セ 植林の場合は、苗木等の購買（販売又は予約）証明書
- ソ 代理申請する場合は、代理委任状及び申請内容確認書
- タ その他参考となる書類・資料（特に、再生可能エネルギー発電施設の設置を目的とする申請については、設備認定通知等の事業の実現性を証する書面及び代替地の検討を示す書面（第3種農地を転用する場合を除く。）を必ず添付させるものとする。）
- チ 一時転用の場合は、農地復元誓約書、転用終了後の作付計画書及び工程表

[別紙 1]

許認可等を必要とする関係法令（主なもの）

法令の名称	許認可等の内容
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外、農用地区域の用途区分の変更
都市計画法(昭和43年法律第100号)	開発行為の許可など
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)	規制区域内の宅地造成工事の許可など
森林法(昭和26年法律第249号)	林地開発の許可、保安林の解除・立木伐採の許可
墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)	墓地経営の許可など
道路法(昭和27年法律第180号)	工事の承認、占用許可など
河川法(昭和39年法律第167号)	工事の承認、占用許可など
国有財産法(昭和23年法律第73号)	法定外公共用財産の用途廃止、売り払いなど
砂利採取法(昭和43年法律第74号)	砂利採取計画の認可
採石法(昭和25年法律第291号)	岩石採取計画の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	廃棄物処理施設(一般廃棄物、産業廃棄物)の設置の許可
砂防法(昭和30年法律第29号)	砂防指定地内における制限行為の許可など
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり等防止区域内の制限行為の許可など
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可
自然公園法(昭和32年法律第161号)	自然公園内の行為の許可、届出
自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	自然環境保全地域内の行為の許可、届出
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	特定施設の設置の届出
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)	特定施設の設置の許可
文化財保護法(昭和25年法律第214号)	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)	大規模小売店舗新設等の届出
工場立地法(昭和34年法律第24号)	工場立地の届出
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	一定面積以上の土地の形質変更にかかる届出
岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)	開発行為の許可
津山市景観条例(平成28年津山市条例第64号)	建築物や工作物などの届出
岡山県景観条例(昭和63年岡山県条例第16号)	大規模な建築物や工作物などの届出
津山市法定外管理条例(平成17年津山市条例第78号)	工事の承認、占用許可、払い下げなど
都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)	都市計画区域用途地域における建築などの届出